

## 気づいていますか？児童虐待・・・

児童虐待とは、保護者とその監護する児童の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為と定義されています。虐待行為は大きく4つに分類されますが、これらが重複して起こることが少なくありません。

### 身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力をふるう
- 逆さづりにする
- やけどさせる
- 溺れさせる
- 戸外に閉め出す など



### ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

- 適切な衣食住の世話をしない
- 病気になっても病院へ連れて行かない
- 子どもを家に残したまま度々外出する
- 子どもを車の中に放置する
- 家に閉じ込める
- 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する など

### 心理的虐待

- 言葉でおどす
- 子どもの心を傷つけることを言う
- 無視したり、拒否的な態度をとる
- きょうだい間での極端な差別的な扱いをする
- 子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるう など

### 性的虐待

- 性的ないたずらをする
- 性的関係を強要する
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などを子どもに強要する など

## ☑子どものこんなサインを見落としていませんか？

- 不自然な傷や打撲のあと
- 夜遅くまで一人で遊んでいる
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 「痛い」「やめて」という声が聞こえる
- 親を避けようとする
- 落ち着きがなく、乱暴になる
- 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣くなど  
心配な様子がある

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。

「虐待かな？」と思ったら、迷わずご連絡を！

- 白老町 子育て支援課 児童相談グループ ☎82-2021
- 北海道室蘭児童相談所 ☎0143-44-4152  
苫小牧分室 ☎0144-61-1882
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いちはやく）

## 白老町要保護児童対策地域振興協議会

白老町では、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童の早期発見や、その適切な保護を図るため、児童相談所、保健所、警察、民生委員・児童委員、小中学校、保育園、認定こども園などの関係機関で構成する白老町要保護児童対策地域振興協議会を設置しています。

（事務局・子育て支援課 児童相談グループ ☎85-2021）

## 青少年センターの相談窓口

学校のこと、家のこと、友達のことなど、悩みや不安、心配なことはありませんか？青少年センターでは、家族や友達、学校などに打ち明けられない自分自身の悩みや、誰かが悩んでいると気付いた時に、相談を受け付けています。

《秘密は必ず守ります。》

◎子ども相談電話 82-6644（祝祭日除く月～金 8:30～17:15）

◎相談ポスト 白老コミセン正面玄関内にあります

いじめ相談電話（白老町教育委員会） 090-6269-8198（毎日24時間）